

令和6年12月11日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
X-221	衛星からの艦艇類別別に関する調査研究	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和7年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）

3. 入札日時 令和7年1月15日（水）11：15

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格

- （1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- （2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- （3）令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
- （4）防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- （5）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- （6）適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項

11. その他

- （1）細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- （2）入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- （3）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- （4）この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を令和6年12月25日（水）14：00までに提出しなければならない。
- （5）本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年1月10日（金）までに、下記担当者必着分を有効とする。
- （6）落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- （7）入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間 9：30～18：15（12：00～13：00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 森田 電話 03-3268-3111 内線 20823

適合条件

1 条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

- (1) 過去5年以内に、衛星画像及び電波情報を用いた艦艇の検出及び類別について防衛省又は防衛装備庁との契約実績を有すること。
- (2) 過去5年以内に、高速飛翔体を追尾するセンサシステムの製造について防衛省又は防衛装備庁との契約実績を有するとともに、高速飛翔体周囲に発生するプラズマに係る研究実績を有していること。
- (3) 過去5年以内に、衛星搭載センサシステムの可観測性評価及びシステム成立性評価が可能なシミュレーションシステムを使用又は開発した、防衛省又は防衛装備庁との契約実績を有すること。

2 提出書類

1の条件を満たすことが客観的に示されているもの（形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示したうえで綴るものとする。）。

なお、提出書類に関する問い合わせは、12月24日（火）の17時15分までとする。また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

3 提出部数

1部

4 提出期限

12月25日（水）14：00

仕様書

			1 / 7
品 件 名	衛星からの艦艇類別に関わる調査研究	仕様書番号	
		作成年月日	令和6年12月5日
		作成部課名	防衛政策局 戦略企画参事官

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、衛星からの艦艇類別に関わる調査研究（以下「本調査研究」という。）を行うために必要な事項を規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、表1のとおりとする。

表1 用語及び定義

番号	用語	定義
1	SAR	Synthetic Aperture Radar 合成開口レーダー。マイクロ波を地表に向けて照射し、跳ね返ってきたマイクロ波を受信・解析することで、地表の状態を映像化する技術。
2	RCS	Radar Cross-Section レーダー反射断面積。レーダーに対する、目標からの反射電波の強さの指標。
3	MUSIC	Multiple Signal Classification 多重信号分類。アレイアンテナを用いて、電波の到来方向等を求める方法。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する以下の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。引用文書等に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容を優先する。

1.4 法令等

- 特許法（昭和34年法律第121号）及び同関連規則
- 著作権法（昭和45年法律第48号）及び同関連規則
- 不正競争防止法（平成5年法律第47号）及び同関連規則

- d) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）
- e) 知的財産基本法（平成14年法律第122号）及び同関連規則
- f) 経済産業省「営業秘密管理指針」

2 役務に関する要求

2.1 本調査の必要性及び概要等

本調査研究は、光学衛星、SAR衛星及び電波情報収集衛星で得られる情報を活用した艦種類別に必要となる要件等の検討を実施する。

2.2 契約相手方の条件

- a) 過去5年以内に、衛星画像及び電波情報を用いた艦艇の検出及び類別について防衛省又は防衛装備庁との契約実績を有すること。
- b) 過去5年以内に、高速飛翔体を追尾するセンサシステムの製造について防衛省又は防衛装備庁との契約実績を有するとともに、高速飛翔体周囲に発生するプラズマに係る研究実績を有していること。
- c) 過去5年以内に、衛星搭載センサシステムの可観測性評価及びシステム成立性評価が可能なシミュレーションシステムを使用又は開発した、防衛省又は防衛装備庁との契約実績を有すること。

2.3 役務の内容

契約相手方が実施する調査研究項目は、以下による。調査手段には、契約相手方が保有している情報の他、インターネット、公刊情報、発刊図書、研究論文、学会、講演会、展示会及び関連する会議（IEEE（米国電気電子学会）、SPIE（国際光工学会）等）等を活用すること。

2.3.1 衛星データにおける艦艇の特徴量

我が国周辺に展開する艦艇（以下「艦艇」という。）について、衛星による検出・類別を実施する際の特徴量についてまとめること。なお、検出・類別する艦艇のクラスについては、航空母艦、輸送揚陸艦、ミサイル駆逐艦／巡洋艦及びミサイルフリゲート艦を基準とする。

2.3.2 艦艇搭載誘導弾の検出及び類別に係る検討

艦艇に搭載された誘導弾等の検出・類別について検討するため、ロケットプル

ームや高速飛翔体が発生するプラズマの発光スペクトルや RCS について、特徴量を整理すること。

2.3.3 宇宙システムの要件分析

a) 光学（赤外線領域を含む）衛星

艦艇に搭載された誘導弾等の検出・類別に必要な精度、信号処理方式及び処理要件（経路予測方式、データ統合方式等を含む）を整理すること。
また、2. 3. 2 の結果をもとに、艦艇に搭載された誘導弾等の検出に適したセンサ方式を提案するとともに、高速飛翔体の経路予測方式や、迎撃のための射撃管制に必要な精度のデータを得るための信号処理方式についても検討すること。

b) SAR 衛星

オンボード（衛星上）での艦艇の検出・類別に必要な精度、信号処理方式及び処理要件（目標検出処理、目標類識別処理等を含む）を整理すること。

c) 電波情報収集衛星

観測データを活用した艦艇の検出・類別について、必要となる精度、信号処理方式及び処理要件（MUSIC 法を用いた電波諸元分析、位置標定等を含む）を整理すること。

2.3.4 衛星の抗たん性に係る検討

スペースデブリ、対衛星兵器、宇宙天気等の衛星に対するリスクが増大していることに鑑み、衛星を防護するためのシールドや軌道変更の方法について検討すること。

2.3.5 技術課題及びロードマップ

2. 3. 1～2. 3. 3 の検討結果を踏まえ、技術課題を洗い出すとともに、今後の実証を含めたロードマップを提案すること。

2.4 成果報告会の実施

契約相手方は、表 2 に示す報告会を実施するものとする。

表 2 成果報告会

名称	実施場所	実施時期
----	------	------

成果報告会	防衛省 市ヶ谷地区（基準）	令和7年3月
-------	---------------	--------

- a) 調査報告書の案をもって報告するものとする。
- b) 成果報告会における官側からの指摘事項については、官側と協議の上、調査報告書に反映するものとする。
- c) 議事録を作成するものとする。
- d) 技術的な説明に関しては内容や書きぶりを平易にするように努め、宇宙工学の知見を有さない者等にも理解が容易になるように専門用語の使用を極力限定するなど、理解を容易にする措置を十分に講じるものとする。

2.5 提出書類

提出書類は、表3による。

表3 提出書類

名称	数量	提出場所	提出時期
役務実施計画書	紙3部	防衛省 防衛政策局 戦略企画参事官付	契約後速やかに
官民調整会議事録	紙1部		官民調整会後速やかに
調査報告書（案）	紙3部		成果報告会3営業日前まで
成果報告会議事録	紙1部		成果報告会後速やかに

2.6 納入品

納入品は表4による。

表4 納入品

名称	数量	納入場所	納期
調査報告書	2部	防衛省 防衛政策局 戦略企画参事官付	令和7年3月31日

- a) 官側からの指摘事項については、官側と協議の上、調査報告書に反映した上で納入するものとする。
- b) 技術的な説明に関しては内容や書きぶりを平易にするように努め、宇宙工学の知見を有さない者等にも理解が容易になるように専門用語の使用を極力限定するなど、理解を容易にする措置を十分に講じるものとする。
- c) 取材先及び協力先がある場合は、そのリストを掲載するものとする。

- d) 本文中に引用した引用文献等については、その典拠を注のかたちで示すものとする。なお、引用しなかった参考文献等については、参考文献リストとして掲載するものとする。また、これらの標記の方法については、国際安全保障学会の執筆要綱に準拠するものとする。
- e) 不正競争防止法等に基づく社外秘等を含む場合は同法等に基づき表示するものとする。
- f) 調査報告書は、部外の求めに応じて開示することがあり得るので、取材先及び協力先との関係等の理由で開示が不適当な事項については、不適当である理由を別途とりまとめて1部提出するものとする。
- g) 調査報告書は、一部は紙媒体、もう1部は電子媒体（CD-R 又は DVD-R）によるものとする。紙媒体についてはA4版で製本し、表紙及び背表紙にタイトルを印刷すること。また、電子媒体については、Microsoft® Word、同Excel 又は同PowerPoint と互換性のある形式を使用して作成すること。

3 役務期間

契約締結日～令和7年3月31日

4 監督・検査

監督・検査は、仕様書に基づき、防衛政策局戦略企画参事官付の支出負担行為担当官等補助者が実施するものとする。

4.1 監督・検査のための提出書類

契約相手方は、次の書類を防衛政策局戦略企画参事官付の支出負担行為担当官等補助者に提出するものとする。

- a) 役務実施計画書
- b) その他

契約相手方は、役務の履行に関して、上記に定めるものの他、官側との調整により、監督官及び検査官の求める資料の提出に応じなければならない。

5 その他

5.1 情報保全

- a) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり、契約相手方が知り得た官側の情報は、その一切を転用又は漏洩してはならない。

5.2 取材先及び協力先への聞き取り

本調査を実施する上で、取材先及び協力先への聞き取りが必要な場合は、契約相手方が直接実施するものとする。また、取材先及び協力先に防衛省の委託であることを明らかにする必要がある場合は、事前に官側と調整するものとする。

5.3 官側の支援

契約相手方は、この契約を履行するにあたり、官側の保有する施設、設備及び文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官側と十分調整の上、官側の規則等を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

5.4 器材等

契約相手方は、本調査に必要な器材等を準備するものとする。ただし、契約相手方は、防衛省市ヶ谷地区で本調査を実施する上で必要な場合には、官側と調整の上、器材の貸付等を受けることができるものとする。

5.5 知的財産権及びその他の権利

- a) 契約相手方は、本役務の履行に際して、第三者が有する知的財産権を侵害しないことを確認するものとする。
- b) 提出書類及び納入品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に規定される著作権をいう。以下同じ。）は官側に帰属するものとする。ただし、契約相手方が本役務の以前から所有している著作権についてはこの限りではない。また、契約相手方は著作者人格権（同項に規定される著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。
- c) 契約相手方は、本役務の履行に際して、必要不可欠な限度において、第三者が著作権を有するものを適法に利用して、提出書類及び納入品を作成することができるものとする。この場合において、前号の規定にかかわらず契約相手方が著作権を官側に移転できないときは、当該部分にその旨を明示するものとする。
- d) 提出書類及び納入品に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第2号に該当する情報を記載する場合には、その都度その該当部分を明示するとともに、その理由を記載するものとする。
- e) 契約相手方が、前記d)に定める必要な措置を講じなかったことにより、官側が損害を受けた場合には、官側は契約相手方に対して、その損害につき賠償を請求することができるものとする。

- f) 官側及び契約相手方は、知的財産権の権利の帰属に関し、疑義が生じた場合には、その都度、協議して解決するものとする。

5.6 官民調整会

契約相手方は、官側と調整し、月1回を基準として官民調整会を開催すること。
官民調整会実施後は、議事録の作成を行うこと。

5.6 その他

- a) 契約相手方は、不可抗力以外で官側の設備及び器材等に損害を与えた場合は、その責任を負うものとする。
- b) 官側は、本勤務中に発生した事故等について、官の責に帰する場合を除き、一切の責任を負わないものとする。
- c) 契約相手方は、この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする